

ACUITY **LAW**

**INSOLVENCY**

**LAW NEWSLETTER**

**May 2021**

[acuitylaw.co.in](http://acuitylaw.co.in)

## Acuity Law LLP について

Acuity Law LLP は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan が中心となってチームを率いています。

### 「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファイディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザリー

### 「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

### 「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law LLP について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または [al@acuitylaw.co.in](mailto:al@acuitylaw.co.in) まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

*The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.*

## INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2021年5月の破産倒産法関連の主なアップデートについて取り扱っています。インド最高裁判所（= SC）、会社法上訴審判所（= NCLAT）、会社法審判所（NCLT）の各裁判所において下された重要な判決について、まとめました。

### 1) NO INTERFERENCE IN THE DECISION OF THE LIQUIDATOR TAKEN IN THE BEST INTEREST OF A CORPORATE DEBTOR.

**Matter:** Basavaraj Koujalagi & Ors. v. Sumit Binani, Liquidator of Gujarat NRE Coke Limited

**Order dated:** 03 May 2021.

#### Summary:

Gujarat NRE Coke Limited（以下「企業債務者」は、倒産破産法に基づく倒産処理手続きが認められ、清算手続きに入りました。清算人の任命後、企業債務者の売却が指示されました。これに関連して、企業債務者の従業員は、清算人による以下の行為を不服として、NCLT コルカタ法廷に申立てを行いました。

- a) 企業債務者の顧客との契約の解除
- b) 企業債務者の労働者・従業員への支払いの差し控え
- c) 清算人による継続的な介入

NCLT は、契約の解除について、破産倒産法によると、清算人は清算中の会社の業務に責任を負うため、契約の商業上の可能性を検討したり、契約解除の理由を問うことはできず、清算人が会社の利益のために下した決定は維持すべきである、としました。また、企業債務者のキャッシュフロー上の問題により清算人が従業員への支払いを行うことができなかったことについても言及し、清算人による従業員への立替払いは期待できない、としています。加えて、清算人は企業債務者の事業維持のためのあらゆる措置を講じていた、とし、企業債務者の従業員からの申立てを却下しました。

### 2) CIRP CAN BE INITIATED SIMULTANEOUSLY OR ONE AFTER ANOTHER AGAINST A CORPORATE DEBTOR AS WELL AS THE CORPORATE GUARANTOR.

**Matter:** Kanwar Raj Bhagat, suspended Director of Gujarat Hydrocarbons and Power SEZ Ltd. v. Gujarat Hydrocarbons and Power SEZ Ltd. through Insolvency Resolution Professional, Rakesh Kumar Agarwal

**Order dated:** 11 May 2021.

**Summary:**

SREI Infrastructure Finance Ltd. (以下「金融債権者」)からの申請を承認し、Gujarat Hydrocarbons and Power SEZ Ltd. (以下「企業債務者」)に対する未払い債務の支払い不履行を理由とした破産処理手続きを開始した NCLT ニューデリー法廷の命令について、NCLAT に控訴が行われました。NCLAT では、金融債権者が Assam Company India Ltd. (以下「企業保証人」)に対して既に破産処理手続きを開始していたことが争点となりました。当該企業保証人は、企業債務者の同債務に対して保証を提供していました。未払い債務の回収のため、企業保証人に対して同様の手続きが既に開始されている場合、当該企業債務者に対して破産処理手続きの開始はできない、と主張しました。

NCLAT は、破産倒産法において、企業債務者と企業保証人に対する同時並行的な手続きができないわけではない、とし、金融債権者による破産処理手続きの開始は可能である、としました。また、金融債権者は、企業保証人の再建計画に記載された支払いを、全ての債務における完全かつ最終的な解決策としては受け入れていなかった、としました。このため、企業債務者に対する破産処理手続きは、同一の債務不履行のために開始することができ、金融債権者は、企業債務者から残債を回収することができる、としました。

**3) SC UPHOLDS VALIDITY OF VALIDITY OF THE NOTIFICATION DATED 15 NOVEMBER 2019, ALLOWING BANKS TO PROCEED AGAINST PERSONAL GUARANTORS FOR RECOVERY OF LOANS GIVEN TO A COMPANY.**

**Matter:** Lalit Kumar Jain v. Union of India & Others.

**Order dated:** 21 May 2021.

**Summary:**

インド政府は、2019年11月15日付けで、個人や合資会社の破産処理や倒産について規定した破産倒産法の一部の条項について施行する通知を出しました。ただし、企業債務者の個人保証人に関連する限りにおいてのみ当該規定は施行され、すべての個人および合資企業への適用ではありませんでした。また、当該施行により、銀行は、企業債務者の個人保証人に対して破産手続きの開始を申請する権限が与えられていました。

当該施行通知の有効性について、以下のいくつかの理由で争われました。

- a) インド政府は、企業債務者の個人保証人という限定的なカテゴリーのみの適用のために破産倒産法の規定を施行することはできない。
- b) 施行は、個人の破産に関連する既存の法律を明示的に廃止するものではない
- c) 個人保証人の責任は、企業債務者の再建計画が承認された後に免除される

最高裁判所は、破産倒産法の下では、個人保証人を含むすべての個人に同時に適用すべきである（または適用してはならない）といった法令は存在しない、としました。破産倒産法の様々な改正事項について検討した後、破産倒産法は、企業債務者とその個人保証人の資産が破産手続き中同一の方法で取り扱われることを想定していた、とし、破産倒産法には non-obstante 条項も含まれていることから、他の現行法や矛盾する法律に優先して効力を持つ、と指摘しました。そのため、既存の法律を明示的に廃止する必要はなく、個人保証人に対して開始される手続きは、破産倒産法に基づく形でのみ行われなければならないこととなります。また、個人保証人の責任は独立した契約から発生するものであるため、破綻処理計画の承認は個人保証人の責任を免除するものではないことを明らかにしました。つまり、個人保証人の責任は保証が提供された条件に依存することとなります。これらを総合的に勘案した結果、最高裁判所は通知の有効性を認めました。

**Our co-ordinates:****Mumbai**

506 Marathon Icon  
Off Ganpatrao Kadam Marg  
Lower Parel, Mumbai – 400013

**Email:** [al@acuitylaw.co.in](mailto:al@acuitylaw.co.in)